

【公募施設の選定結果の公表内容について】

山梨県立介護実習普及センターの指定管理者の候補者について

山梨県立介護実習普及センターの指定管理者の候補者については、福祉保健部指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立介護実習普及センター
2 指定の期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日
3 応募団体	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
4 指定管理者の候補者	名称：社会福祉法人山梨県社会福祉協議会 住所：甲府市北新1-2-12
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者の提案は、「運営方針等」「相談及び情報提供の内容、水準及び実現の可能性」「介護機器普及事業の内容、水準及び実現の可能性」「自主事業の内容、水準及び実現の可能性」の審査項目において、高く評価できる。</p> <p>また、「利用者の増加を図るための具体的手法と期待される効果」「サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果」「介護講座・研修事業の内容、水準及び実現の可能性等」「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」「施設の維持管理の効率」「安定的な運営が可能となる人的能力」の審査項目において、評価できる。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：山梨学院大学法学部教授 永井 健夫 委員：富士保育園 園長 浅沼 鎮雄 委員：甲州リハビリテーション病院 地域包括ケア推進部長 磯野 賢 委員：勝俣会計事務所 公認会計士 勝俣 高明 委員：山梨県立大学人間福祉学部教授 柳田 正明</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成30年6月13日 概 要 募集要項の決定、現地視察</p> <p>第2回：平成30年9月21日 概 要 応募団体ヒアリング、企画提案審査、指定管理候補者の選定</p> <p>第3回：平成30年10月4日 概 要 指定管理候補者の選定理由の作成</p>

採点結果（山梨県立介護実習普及センター）

選定基準	審査項目	配点	候補者 山梨県社会福祉協議会
1 センターの管理運営の方針等の総合的な事項	運営方針等	4点	2.90点
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	4点	2.10点
2 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	6点	3.75点
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	6点	3.75点
	介護講座・研修事業の内容、水準及び実現の可能性等	18点	12.10点
	相談及び情報提供の内容、水準及び実現の可能性	3点	2.10点
	介護機器普及事業の内容、水準及び実現の可能性	3点	2.10点
	自主事業の内容、水準及び実現の可能性	4点	3.00点
3 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	4点	2.40点
	施設の維持管理の効率	4点	2.70点
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	2点	1.10点
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力	18点	11.15点
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	4点	2.00点
6 施設の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費	20点	20.00点
合 計		100点	71.15点

提案価格〔4か年〕

候補者 145,216千円（参考：4か年の平均 36,304千円）

選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。